

第 12 次鳥獣保護管理事業計画の主な変更内容について

1 計画の位置付け

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第 4 条に基づき、環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本指針」（以下「基本指針」という。）に即し、県の鳥獣保護管理事業を実施するための基本計画として、広島県知事が基本的な方針や取組などを定めるものである。

2 基本指針の主な変更点

- ・平成 26 年の法改正に伴う変更により、文章量が増加したため、重複している部分の整理をするなど、文章量の削減
- ・鳥獣の管理の強化に伴う懸念への対応（鉛製銃弾による鳥類への影響、わなによる錯誤捕獲の増加、事故の発生等）
- ・農林業者自らが行う捕獲に関する規制のあり方（一定の条件下における狩猟免許を受けていない者に対しての許可）

3 主な変更内容

基本方針の改正に伴い、次の事項について追加等の変更を行う。

項目	主 な 変 更 内 容		
	箇所	改正(案)	現行
① 計画期間	期間の延長	H29. 4. 1 ～ H34. 3. 31 （5 か年）	H24. 4. 1 ～ H29. 3. 31 （5 か年）
② 鳥獣保護区，特別鳥獣保護地区及び休猟区に関する事項	「森林鳥獣生息地の保護区」の指定の考え方	必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ，これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ，その鳥獣の保護に適切か考慮した上で，新規指定又は存続期間の更新等を検討する。	森林に生息する鳥獣の保護を図り，地域における生物多様性の確保に資する地域とし，一箇所あたり面積は 300ha 以上となるよう配慮する。
③ 鳥獣の人工増殖及び放鳥に関する事項	放鳥計画の変更	キジ放鳥 1, 200 羽	キジ放鳥 2, 000 羽～1, 300 羽
④ 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	鉛中毒対策	鉛中毒が生じる蓋然性が高い地域においては，捕獲許可の際に，鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し，又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。	—
	農林業者自らが行う捕獲	小型の箱わな等により，アライグマ，イタチ，カラス，ドバト，ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合は，農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内で捕獲する場合，1 日 1 回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合，狩猟免許を受けていない者に対して許可できる。	—
	巣の撤去及び雛・卵の採取	被害を防止する目的で，巣の撤去に伴ってカラスやドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合は，狩猟免許を受けていない者に対して許可できる。	—
⑤ 特定猟具使用禁止区域，特定猟具制限区域及び猟区に関する事項	—	—	—
⑥ 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	特定計画追加（カワウ）	従来の 3 種に加え，カワウの第二期特定鳥獣管理計画を策定 （4 種）	これまで，ツキノワグマ，ニホンジカ，イノシシについて策定 （3 種）
⑦ 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	—	—	—
⑧ 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	—	—	—
⑨ その他	猟法（くくりわな）禁止区域の更新	H29. 11. 1～H34. 10. 31 ※区域変更なし	H24. 11. 1～H29. 10. 31